

会員の先生からよくお寄せいただくご質問について

Q:「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」の修了要件を満たすためには、『日医かかりつけ医機能研修制度 応用研修』の受講が必須となるのか。

A:『日医かかりつけ医機能研修制度 応用研修』の受講は必須ではありません。

すでにこの応用研修を受講されている場合は、受講にともなって付与される日医生涯教育制度の単位がかかりつけ医機能報告制度にかかる研修における「座学研修(知識)」の単位に該当します。
一方で、応用研修を受講しなくても、

- ・過去に取得した日本医師会生涯教育制度の単位(1単位以上)
 - ・実地研修(例:健康スポーツ医としての活動(5単位)、学校医としての活動(5単位)等)
- このように組み合わせることで、「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」の修了要件を満たすことが可能です。
- 
- 合計11単位